

令和6年度 飯田市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

第1 計画の位置づけ、期間及び対象区域

1 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 45 年飯田市条例第 56 号）の規定に基づき、令和3年4月に策定し、及び令和5年4月に一部変更した飯田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の実施のために必要な令和6年度の計画について策定するものです。

2 対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 計画対象区域

飯田市全域

第2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

令和6年度においては、次の表のとおり発生量及び処理量を見込みます。

表1 令和6年度（2024年度） 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

項 目	単 位	計画値	備 考
人口	人	96,719	
総排出量	t/年	25,549	
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	552.3	
燃やすごみ	g/人・日	376.1	
埋立ごみ	g/人・日	25.6	
資源ごみ	g/人・日	134.3	
紙	g/人・日	52.0	
金属	g/人・日	12.7	
ガラスびん	g/人・日	10.4	
ペットボトル	g/人・日	1.0	
プラ資源（容器包装）	g/人・日	42.7	
プラ資源（製品）	g/人・日	14.2	
蛍光管	g/人・日	0.2	
特定ごみ	g/人・日	1.1	
集団回収量原単位	g/人・日	16.3	
家庭系ごみ排出量	t/年	19,498	
燃やすごみ	t/年	13,279	
埋立ごみ	t/年	904	
資源ごみ	t/年	4,741	
紙	t/年	1,836	
金属	t/年	448	
ガラスびん	t/年	367	
ペットボトル	t/年	35	
プラ資源（容器包装）	t/年	1,507	
プラ資源（製品）	t/年	500	
蛍光管	t/年	8	
特定ごみ	t/年	39	

	集団回収量	t/年	575	
	事業系ごみ排出量	t/年	6,051	
中間処理量		t/年	19,330	
	焼却処理量	t/年	19,330	
最終処分量		t/年	904	
処理後再生利用量		t/年	1,900	
	熔融資源化	t/年	1,900	
資源化量		t/年	7,216	
再資源化率		%	28.2	
家庭系ごみ再資源化率		%	24.3	
市民一人あたりが1日に排出するごみの量 (家庭系ごみ排出量+集団回収量+事業系ごみ排出量)		g	723.7	
市民一人あたりが1日に排出するごみの量 (家庭系ごみ排出量+集団回収量)		g	552.3	

※端数処理をしているため、値の合計が合わない箇所があります。

第3 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

令和6年度においては、次のような方策に取り組みます。

1 リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進

区分	取組内容
(1) ごみ処理費用負担制度の運用	従量制によるごみ処理費用負担制度を運用することで、ごみの排出抑制とリサイクル推進の動機付けを推進します。制度の運用とともに、制度の趣旨・メリットを市民に分かりやすく説明し、ごみ減量への意識付けの浸透を図ります。
(2) 2R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用）の推進	市民の生活様式の中で、環境への配慮の視点を重視したエシカル消費の考え方が広がっています。消費段階またはごみ処理の段階で、できる範囲で環境にやさしい取組が行われることを目指します。 具体的には、使い捨て製品や過剰包装はごみの発生量を増やす原因であることを認識し、使用の抑制に努めることや、まだ使えるものはできるだけ長く使用するように心掛けることなどです。
(3) レジ袋削減・マイバッグ持参運動の推進	令和2年7月1日からレジ袋の配布が有料となりました。この機会を捉え、マイバッグの持参を推進します。
(4) 事業系一般廃棄物の分別の適正化と減量化	事業所における事業系廃棄物と産業廃棄物の適正な分別の推進や、廃棄物の発生抑制に向けた啓発を推進します。
(5) 生ごみ処理機器導入費補助事業による燃やすごみの減量	燃やすごみの多くを占める生ごみを、生ごみ処理機器による堆肥化や乾燥による減量を推進するため、購入費及びリースにかかる費用の補助を行います。生ごみ処理機器について、広報等による周知活動を行います。
(6) 生ごみ出しません袋（右欄の定めにより市長が配布する袋をいう。以下同じ。）の配布	生ごみを排出しないこと及び食品ロス削減に取り組むことの2つを宣言した世帯に、生ごみ以外の燃やすごみを入れてごみ集積所に排出することができる無料（ごみ処理手数料も無料）の袋を配布します。これにより、生ごみと食品ロスの削減及び市民へのごみ削減意識の浸透を図ります。

2 リサイクル（再生利用）の推進

区分	取組内容
(1) 適正な分別の啓発によるリサイクルの推進	ごみ組成調査の結果を公表し、適正分別の啓発を行うことによって、処分ごみの減量、資源化量の増加を推進します。
(2) 適正に分別された資源物の収集運搬と処理	ア 家庭から排出される紙類、金属類、ガラスびん、蛍光灯、特定ごみの収集運搬及び再資源化を推進します。 イ 容器包装リサイクル法に基づき、家庭から排出されるペットボトル、ガラスびん（一部）、プラスチック製容器包装廃棄物の収集運搬及び再資源化を推進します。 ウ プラスチック資源循環促進法に基づき、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の収集運搬及び再資源化を推進します。
(3) リサイクルステーションの管理運営	リサイクルステーションは、各地区まちづくり委員会への委託により、地域に根差した適切な運営と管理が行われます。
(4) 容器包装廃棄物の収集運搬と中間処理、保管、再資源化事業者への搬出	飯田市資源物回収団体連絡協議会に登録がある「市内に居住する者で組織された営利を目的としない団体」に対して、資源物回収事業補助金を交付し、リサイクル（再生利用）活動を支援します。
(5) 資源化対象品目拡大に向けた調査、検討	現在処分ごみとして処理されている品目の中から、再資源化可能な品目について、調査及び再資源化に向けた研究を行います。紙おむつ、剪定枝、布類、小型家電類等が想定されます。

3 ごみの適正処理の推進

区分	取組内容
(1) ごみ排出ルール浸透による適正排出の推進	ア ごみリサイクルカレンダーやごみ出しガイドブックといった啓発資材をベースに、スマートフォンによる「ごみ分別アプリ」を利用した情報発信に取り組み、幅広い世代に対応した啓発活動を進めます。 イ 外国人用のリーフレット作成や、外国籍住民との交流を行うイベントでごみ排出ルールを楽しく学ぶ機会を設けます。アパート管理会社を通じた啓発にも重点的に取り組みます。 ウ ルールに沿わない排出ごみについては、警告シール貼付による排出者への周知を行うなど、粘り強く指導を行います。
(2) ごみの安全で効率的な収集運搬	安全を第一に、コンプライアンスを徹底し、本実施計画に則ったごみ収集を継続します。
(3) ごみ集積所の適正配置と管理支援	ア 人口減少と高齢化の両面から、ごみ集積所の適正な配置に努めます。特に資源化の推進に伴う各品目の排出量を加味した配置の見直しを検討していきます。 イ 集積所の管理運営は、各地区まちづくり委員会等に委託し、地域に根差して適正に行われます。
(4) 粗大ごみの戸別収集	ア 家庭から排出される大型のごみのうち、自ら運搬ができないごみについて有料による戸別収集を行います。 イ 高齢化により拡大するニーズへ対応し、家電リサイクル法に定められた家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）も収集対象に拡大し対応します。

4 環境学習の推進

区分	取組内容
(1) 地域や職場での環境意識の高揚等	まちづくり委員会や、事業所のボランティア活動など、様々な場面で、3R の推進やごみの適正処理といった知識を習得する機会を設け、循環型社会構築の環境意識を高める取組をします。
(2) 学校教育における取組の推進	未来を担う子どもたちが、環境への関心を高める取組を推進します。具体的には、小学校4年生を対象としたごみに関する副読本の配布、啓発ポスター作製の取り組み、PTA を中心とした資源物回収、市内廃棄物関連施設見学など学校教育への支援、食を通じた環境学習、などが挙げられます。
(3) 環境アドバイザーの派遣	環境アドバイザー制度など、ごみ分別・リサイクルに精通した人材の育成に努め、地域や学校等で活躍する場を構築していきます。

5 不法投棄の根絶と地域環境美化の推進

区分	取組内容
(1) ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例に則った不法投棄の根絶	多様な主体が協働して飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例に沿った取組を積極的に推進し、ポイ捨て等の根絶を目指します。
(2) ごみゼロ運動の実施	春と秋にごみゼロ運動、夏に水辺等美化活動を行い、地域の住民や事業者、行政の協働により、地域の環境美化に努めます。
(3) 不法投棄パトロールの実施	市内 20 地区に1人ずつ不法投棄パトロール員を任命し、不法投棄防止のパトロールに取り組んでいただきます。また、環境美化指導員を常設し、不法投棄のパトロール、ごみ集積所の指導のための巡回を行います。
(4) 地域環境美化推進事業補助金による各地区の取組への支援	各地区まちづくり委員会が取り組む、不法投棄をされない環境づくり推進に対し補助制度を設け、支援します。

6 処理施設の適正管理と整備への協力

区 分	取組内容
(1) 一般廃棄物最終処分場の管理・運営	ア 本計画等に定められた一般廃棄物の受入れを適正に行います。 イ 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年 3 月 14 日総理府令・厚生省令 1 号）」に定められた技術上の基準に基づき、受け入れたごみを適正に埋立処分するとともに、最終処分場の排水水の定期的な検査及び安全な管理に努めます。
(2) 稲葉クリーンセンターの運営協力	稲葉クリーンセンターの管理と運営に協力するとともに、ごみの搬入に関するルールに従い、適正に分別した燃やすごみの搬入を行うなど、施設の適正な利用に努めます。

7 重点課題

区分	取組内容
(1) 一層の適正処理及び再資源化の推進	ア 令和5年度の稲葉クリーンセンターに搬入した燃やすごみの組成調査の結果、再資源化可能な「プラ資源」や「紙資源」が含まれていました。また、全体の約4割が生ごみとなっています。これら対象物は、各ご家庭での取り組みによって、再資源化可能な品目です。「燃やすごみ」を減らし資源化を進めるよう、啓発活動に取り組んでいきます。 イ 稲葉クリーンセンターへ移行後から増加した燃やすごみの減量に向けて、広報や新聞折込チラシによる燃やすごみの減量キャンペーンを行います。特に燃やすごみの多くを占める生ごみの削減に向けて、情報発信や補助金を強化します。 ウ 令和5年度から開始したプラスチック使用製品廃棄物の再資源化について、各ご家庭で資源として排出されるよう更なる周知や啓発活動に取り組めます。 エ 加圧による発熱・発火の危険性が高い、リチウム・イオン電池について、本体に内蔵され、分離が難しい小型家電類を「特定ごみ」として取り扱うことを、引き続き周知していきます。 オ 「布類のリサイクル」について、引き続きボランティア団体との共催による回収を行い、更なる対象の拡大に向けて、開催方法や場所等の検討を行います。 カ 令和4年度に実証実験として落葉の堆肥化を行った緑のリサイクル事業を、対象となる植物に剪定枝や草等も含めることが可能となるよう、本格実施に向けて取り組みます。 キ 素材の複合した埋立ごみを、前段で破碎処理を行い、機械選別によって金属資源を回収することによって、さらなる埋立ごみの減容を目指す施設の設置について、研究を進めます。この設備の導入により、座椅子やソファなどの複合素材による大型ごみの事前の分解作業の機械化、家電4品目以外の家電品から資源化可能な金属の回収、など期待できます。さらに、災害発生時には、災害廃棄物の処理に係る期間の短縮にも貢献し得ると考えられます。 ク 「埋立ごみ」として収集処理を行ってきた蛍光管を、より適正な処理を行うよう、令和2年度から資源としての回収を始めました。リサイクル回収の一翼を担っていただくよう、蛍光管販売店を回収窓口をお願いし、市民に組みやすい仕組みとしました。引き続き、蛍光管のリサイクル回収が市民に浸透するよう取り組んでいきます。
(2) 災害への備え	ア 令和元年6月に「飯田市災害廃棄物処理計画」を策定しました。この「災害廃棄物処理計画」により実効性を持たせるため、産業廃棄物処理事業者等と意見交換を行うなど、情報収集に努め、有事に備えます。 イ 災害廃棄物処理計画は、適時見直し、より実効性のある計画を目指します。 ウ 仮置き場の候補地について、調査を進めます。 エ 令和5年度に配布したごみ出しガイドブックに大規模災害への備えについて掲載し、携帯トイレの備蓄等について啓発活動を行いました。
(3) 情報の発信	ア 「ごみリサイクルカレンダー」は、よりわかりやすい内容となるよう、継続して見直しを行います。 イ 「ごみリサイクルカレンダー」の配布は、嘱託配布による全戸配布に加え、組合未加入世帯には戸別に、さらに外国人世帯には外国語のリーフレットを同封し、発送します。 ウ 集合住宅管理者には、入居時の「ごみリサイクルカレンダー」とごみ出しガイドブックの配布、ごみの出し方の説明徹底を依頼します。 エ スマートフォンによる「ごみ分別アプリ」の発信を行います。「ごみ収集日」「ごみの分別区分」等日常の情報に加え、より迅速で細やかな情報発信が可能です。万が一の災害時における重要な情報伝達手段ともなります。

第4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

1 家庭系ごみ

市が分別して収集するものとした家庭系ごみである一般廃棄物の種類及び区分は次のとおりです。

表2 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分（家庭系ごみ）

分別の区分			種 類
燃やすごみ			紙くず、紙おむつ、衣類、木くず、生ごみ、布団類、木製家具、一辺の長さが50 cm以上のプラスチック又はビニール製品、小型家電の部品でプラスチック製のもの、革製品、ゴム製品、カーペット・じゅうたん、畳
埋立ごみ			金属とプラスチック類でできていて分解できないもの、ガラス類、せともの、灰、小型家電（法令の規定に基づき再生利用すべきものを除く。）
特定ごみ			乾電池、水銀体温計、使捨てライター、水銀血圧計、本体と不可分な充電池内蔵の小型家電
資源ごみ	紙	ダンボール	ダンボール
		新聞紙	新聞紙
		その他紙	雑誌、チラシ、牛乳パック、ジュースパックなどダンボール及び新聞紙のいずれにも該当しない紙
	金属		缶及び金属類
	ガラスびん	無色透明	ジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、無色透明のガラスでできたもの
		茶	ジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、茶色のガラスでできたもの
		その他	ジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、無色透明又は茶色以外の色のガラスでできたもの
	ペットボトル		ポリエチレンテレフタレート（PET）を原料に成型された飲料、しょうゆ等のプラスチック製容器
	プラ資源		商品が入っていたプラスチック製又はビニール製の容器包装（ペットボトルを除く。）、一辺の長さが50 cm未満のプラスチック製品（小型家電を除く）で、汚れを除いたもの
	蛍光管		40Wまでの直管、環状管、電球型蛍光管
粗大ごみ			ソファー、音響機器、マッサージ機、机、本棚、特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品（家電4品目）、その他市長が認めるもの

2 事業系ごみ

事業系一般廃棄物については、市では収集しません。

第5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1 分別して収集するものとした一般廃棄物の処理（家庭系ごみ）

(1) 分別して収集するものとした一般廃棄物の処理（家庭系ごみ）

ア 次の表の分別の区分に応じ、それぞれ同表に定める処理を行い、及び手数料を徴するものとします。

表3 分別して収集するものとした一般廃棄物の処理（家庭系ごみ）

分別の区分		収集方式	収集回数	収集・運搬を実施する者	中間処理又は最終処分		ごみ処理手数料
					実施する者及び施設	処理又は処分方法	
燃やすごみ (可燃ごみ)	ごみ集積所	週2回 ～3回	市（委託）※	南信州広域連合（直営） ごみ中間処理施設 稲葉クリーンセンター	焼却	30 円(小袋) 60 円(大袋) 120 円 （ごみ袋に入らない、規定の大きさまでのもの） 生ごみ出しません袋については手数料を要しない。	
	直接搬入	—	排出者又は許可業者	南信州広域連合（直営） ごみ中間処理施設 稲葉クリーンセンター	焼却	10 kgごとに 180 円	
埋立ごみ (不燃ごみ)	ごみ集積所	2月に 1回～ 月2回	市（委託）	市（直営） 飯田市最終処分場 (グリーンバレー千代)	埋立て	60 円(大袋) 120 円 （ごみ袋に入らない、規定の大きさまでのもの）	
	直接搬入	—	排出者又は許可業者	市（直営） 飯田市最終処分場 (グリーンバレー千代)	埋立て	10 kgごとに 150 円	
特定ごみ		ごみ集積所	2月に 1回～ 月2回	市（委託）	市（直営） 飯田市最終処分場 (グリーンバレー千代)	乾電池・水銀体温計・ 本体と不可分な充電 池内蔵の小型家電： 保管後に資源化のため民間業者へ搬出	無料
				市（直営） 飯田市最終処分場 (グリーンバレー千代)	使い捨てライター： ガス点検後に埋立		
資源ごみ	紙	ごみ集積所	月1回 ～2回	市（委託）	市（委託）	資源化のため民間業者へ搬出（うち一部は容器包装リサイクル法に基づく処理）	
		直接搬入	—	排出者又は許可業者			
	金属	ごみ集積所	月1回 ～2回	市（委託）	市（委託）		
		直接搬入	—	排出者又は許可業者			
	ガラスびん	リサイクルステーション	月1回 ～月4回	市（委託）	市（委託）		
	ペットボトル	リサイクルステーション	月1回 ～月4回	市（委託）	市（委託）	資源化のため民間業者へ搬出（容器包装リサイクル法に基づく処理）	
	プラスチック	ごみ集積所	月2回 ～週1回	市（委託）	市（委託）		
	蛍光管	蛍光管リサイクル協力店	随時	市（委託）	市（委託）	資源化のため民間業者へ搬出	
粗大ごみ		戸別収集	年2回	市（委託）	南信州広域連合（直営） ごみ中間処理施設 稲葉クリーンセンター	焼却	表4参照
					市（直営） 飯田市最終処分場 (グリーンバレー千代)	埋立て	
					市	資源化のため一般社団法人家電製品協会へ引き渡す。(特定家庭用機器再商品化法に基づく処理)	

※ 市の委託業者については、表8及び表9を参照

表4 粗大ごみの処理手数料

長さ、幅及び高さの合計	手数料
150cm 未満	1,170 円
150cm 以上 200cm 未満	1,830 円
200cm 以上 250cm 未満	2,490 円
250cm 以上 300cm 未満	3,150 円
300cm 以上 350cm 未満	3,820 円
350cm 以上 400cm 未満	4,480 円
400cm 以上 450cm 未満	5,140 円
450cm 以上 500cm 未満	5,800 円
500cm 以上	収集しない

イ 収集方式及び分別区分ごとの収集対象とするもの（家庭系ごみ）については次のとおりとする。

(ア) ごみ集積所において収集するもの

- a 収集日当日午前7時までに、住居の地域の最寄りの集積所で、かつ指定した分別区分に沿って排出されたもの。
- b 1回の収集において、1世帯につきごみの分別区分ごとに3袋又は3束以内の量で、かつそれぞれ1つが10キログラム以下の状態で排出されたもの。
- c 適正な分別がされているもの。（表2による。）
- d 規定のごみ処理手数料相当の収入証紙の印刷又は貼付がされているもの（表3による（生ごみ出しません袋については印刷又は貼付は不要）。）
- e その他ごみの分別区分ごとの規定が守られているもの。

(a) 燃やすごみ

- i 指定ごみ袋又は生ごみ出しません袋に入る大きさのものは、指定ごみ袋又は生ごみ出しません袋に入れられていること。
- ii 指定ごみ袋又は生ごみ出しません袋に入らないものは、以下の大きさ以内のもの又は形態のものであること。
 - (i) 板状のもの 1辺1メートル以下で、かつ、厚さ30センチメートル以下に束ねられたもの
 - (ii) 棒状のもの 長さ1メートル以下で、かつ、直径30センチメートル以下に束ねられたもの（1本の太さは15センチメートル以下とする。）
 - (iii) 布団類 1枚ずつ畳むか丸めて縛られたもの（1回の収集に排出できるのは1世帯3枚までとし、雨の日には排出しないこと。）
 - (iv) じゅうたん類 長さ1メートル以下で、かつ、直径30センチメートル以下に束ねられたもの
 - (v) その他のもの 幅及び奥行きがそれぞれ1メートル以下で、かつ、高さ30センチメートル以下のもの

(b) 埋立ごみ

- i 指定ごみ袋に入る大きさのものは、指定ごみ袋に入れられていること。
- ii 指定ごみ袋に入らないものは、以下の大きさ以内のものであること。
 - (i) 板状のもの 1辺1メートル以下で、かつ、厚さ30センチメートル以下に束ねられたもの
 - (ii) 棒状のもの 長さ1メートル以下で、かつ、直径30センチメートル以下に束ねられたもの
 - (iii) その他のもの 幅及び奥行きがそれぞれ1メートル以下であり、かつ、高さセンチメートル以下のもの

(c) 特定ごみ

特定ごみの種類ごと透明な袋に入れ、埋立ごみのごみ集積所に分かりやすく排出されているもの又は備え付けの乾電池入れに入れられているもの

(d) 資源ごみ（紙）

- i ダンボール、新聞紙、その他紙に分別されていること。
 - ii 袋や箱に入れずに、1辺1メートル以下で、かつ、厚さ30センチメートル以下にひも等で十字に縛られていること。
- (e) 資源ごみ（金属）
- i 指定ごみ袋に入る大きさのものは、指定ごみ袋に入れられていること。
 - ii 指定ごみ袋に入らないものは、幅及び奥行きがそれぞれ1メートル以下で、かつ、高さ30センチメートル以下のものであること（自転車等は除く。）。
- (f) 資源ごみ（プラ資源）
- i 指定ごみ袋に入れられていること。
 - ii 食品、土砂等の残りがなく、かつ、汚れがないこと。
 - iii レジ袋等別な袋に入れて指定袋に入れるなど、二重に袋に入れられた状態でないこと。
 - iv チューブ類は切って中をきれいにしてあること。
 - v ボトル類のキャップははずしてあること。
 - vi 再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの（火災を生ずるおそれのあるもの、刃物、5ミリメートル以上の厚みのあるもの等）が混入していないこと。
- (g) リサイクルステーション
- a 収集日当日午前7時30分から午前9時までの間に、開設したリサイクルステーションに搬入されたもの。
 - b 適正な分別がされているもの（表2による。）。
 - c それぞれの分別区分ごと以下の回収対象基準が守られているもの。
 - (a) ペットボトルはキャップ及びラベルが外され、洗浄され、かつ、潰されていること。
 - (b) ガラスびんはキャップが外され、かつ、洗浄されていること。
 - d 上記のほか、市長が定める規定が守られていること。

(2) 地区及び分別区分ごとの収集日（家庭系ごみ）

集積所における収集は、次の表の地区名及びごみの種類の区分に応じ、同表の該当箇所に記載する日に行います。

表5 地区別収集計画（ごみ集積所）

カレンダー No.	地 区 名		燃やすごみ	埋立ごみ / 資源ごみ(紙・金属)		資源ごみ (プラ資源)	
1	大門町・桜町・大王路・小伝馬町1・錦町・東新町・諏訪町		月・木	1／3金		金	
2	伝馬町		月・水・金	1／3金		金	
3	小伝馬町2・浜井町・吾妻町・鈴加町・宮ノ上・宮の前・高羽町		火・金	1／3月		月	
4	江戸浜町・江戸町・上馬場町・下馬場町		火・金	2／4水		水	
5	東栄町・二本松・仲ノ町		月・木	2／4水		水	
6	くつわ小路		月・木	1／3水		水	
7	東中央通		火・金	1／3水		水	
8	中央通り・大横町・通り町・松尾町		月・水・金	1／3火		火	
9	本町・知久町・下殿町・上常盤町・下常盤町・箕瀬町		月・水・金	1／3木		木	
10	扇町・水の手町・南常盤町・愛宕町		月・木	1／3木		木	
11	大久保町・銀座・追手町・長姫町・主税町		月・水・金	1／3水		水	
12	羽場		月・木	2／4火		火	
13	丸山		火・金	2／4月		月	
14	元町・東和町		月・木	1／3火		火	
15	座光寺		月・木	2／4月		月	
16	松尾	上溝・新井・寺所・久井・八幡	火・金	1／3水		水	
17		水城・城	火・金	2／4水		水	
18		代田・毛賀	月・木	2／4水		水	
19		明・清水	火・金	1／3木		木	
20		常盤台・県営松尾住宅	火・金	2／4火		火	
21	下久堅		月・木	1／3月		月	
22	上久堅		火・金	1／3金		金	
23	千代		月・木	1／3木		木	
24	龍江		火・金	1／3金		金	
25	竜丘・川路・三穂		火・金	2／4金		金	
26	山本		火・金	1／3火		火	
27	伊賀良		火・金	2／4木		木	
カレンダー No.	地 区 名		燃やすごみ	埋立ごみ	資源ごみ(紙・金属)		資源ごみ (プラ資源)
28	鼎	下山・東鼎・西鼎	月・木	2／4水	紙1／3火	金属2／4火	金
29		下茶屋・中平	月・木	2／4水	紙1／3金	金属2／4金	火
30		上茶屋・上山・一色	火・金	1／3水	紙1／3木	金属2／4木	月
31		切石・名古屋熊	火・金	1／3水	紙1／3月	金属2／4月	木
32	上郷	上黒田	月・木	1／3火	2／4月		月
33		下黒田北	月・木	1／3水	2／4月		月
34		下黒田南	月・木	2／4火	1／3月		月
35		下黒田東	月・木	2／4金	1／3月		月
36		丹保・北条・飯沼南	火・金	2／4水	1／3木		木
37		南条・別府上・別府下	火・金	1／3金	2／4木		木
38	上村	上町・中郷・程野・下栗	月・木	奇数月の 第3土曜日の 前の金曜日	紙2／水	金属4／水	1／3水
39	南信濃	木沢・橋北	月・木	第4土曜日の 前の金曜日	紙4／水	金属2／水	1／3水
40		橋南・八重河内・南和田	月・木	第2土曜日の 前の金曜日	紙4／火	金属2／火	1／3火

(3) リサイクルステーションにおける収集日（家庭系ごみ）

リサイクルステーションにおける収集は次の表の収集日の欄に掲げる日に、同表の場所の欄に掲げる場所において行います。

表6 リサイクルステーションにおける収集日

収集日	地 区	場 所	備 考
偶数月 第1土曜日 (4月 6日) (6月 1日) (8月 3日) (10月 5日) (12月 7日) (2月 1日)	橋北	橋北臨時駐車場	
	橋南	県飯田合同庁舎前	
	羽場	羽場公民館	
	丸山	砂払浄水場下	
	座光寺	J Aみなみ信州座光寺旧選果場	
	松尾	常盤台集会所	
	川路	川路2区公民館下	
	三穂	三穂自治振興センター駐車場	
	三穂	下瀬悠愛館	
	伊賀良	北方会館	
	伊賀良	下殿岡八幡社内公会堂前	
	鼎	切石杉の子館（旧鼎西保育園）	
	鼎	久米路橋際	
	上郷	飯沼公会堂	
偶数月 第2土曜日 (4月13日) (6月 8日) (8月10日) (10月12日) (12月14日) (2月 8日)	橋南	愛宕加藤酒店前駐車場	
	東野	東野公民館横駐車場	
	松尾	久井集会所	
	松尾	清水コミュニティ消防センター前駐車場	
	下久堅	下久堅郵便局西隣駐車場	
	千代	米川公会堂	
	龍江	尾科公民館駐車場前広場	
	竜丘	時又ふれあいセンター横	
	川路	川路6区コミュニティセンター前	
	山本	山本公民館駐車場	
	伊賀良	中村会館	
	鼎	上山区民センター	
	上郷	下黒田東コミュニティ消防センター前	
	上郷	上郷そさい集荷所（南条）	
偶数月 第3土曜日 (4月20日) (6月15日) (8月17日) (10月19日) (12月21日) (2月15日)	上郷	御殿山コミュニティセンター	
	上村	上村自治振興センター駐車場	
	南信濃	B & G海洋センター駐車場	
	橋北	浜井町県職員住宅前	
	羽場	正永町2丁目集会所	
	東野	宮ノ上堤公園	
	松尾	八幡町第2公会堂	
	松尾	八幡様駐車場	
	下久堅	富田沢橋際	
	上久堅	上久堅農村広場	
	龍江	龍江公民館駐車場	
	川路	J Aみなみ信州川路事業所駐車場	
	三穂	立石消防詰所横	
	伊賀良	昭和消防詰所横	
	伊賀良	三尋石団地	
	鼎	一色公民館	
	上郷	北条交差点北側駐車場跡地	
	上郷	五十川商店前	

収集日	地 区	場 所	備 考
偶数月 第4土曜日 (4月27日) (6月22日) (8月24日) (10月26日) (12月28日) (2月22日)	橋南	御蔵公会堂	
	丸山	J Aみなみ信州飯田支所駐車場	
	座光寺	座光寺自治振興センター下駐車場	
	松尾	新井コミュニティ消防センター	
	松尾	寺所コミュニティ消防センター横公園	
	上久堅	旧平栗分校下	
	千代	法山振興センター	
	千代	野池公民館駐車場	
	千代	菰坪生活センター前	
	竜丘	上川路公民館	
	川路	川路8区マレットゴルフ場駐車場	
	山本	箱川郷づくり研修センター	
	伊賀良	伊賀良公民館	
	伊賀良	北方会館	
	鼎	名古熊公民館駐車場	
	上郷	下黒田南多世代交流プラザ前	
	上村	中郷コミュニティセンター駐車場	
奇数月 第1土曜日 (5月 4日) (7月 6日) (9月 7日) (11月 2日) (1月 4日) (3月 1日)	橋北	橋北臨時駐車場	
	羽場	松川町集会所前	
	東野	高羽町駅西公園	
	松尾	毛賀区民会館	
	下久堅	広域農道柏原登口	
	千代	下村公会堂	
	千代	千代丘公園前	
	龍江	龍江四区コミュニティ消防センター	
	三穂	三穂自治振興センター駐車場	
	山本	南平研修センター	
	伊賀良	三日市場研修センター	
	鼎	飯田信用金庫鼎支店駐車場	
	鼎	下山区民会館	
	上郷	上黒田集落センター前	
	上郷	黒田橋上柏原登口辻	
	上郷	上郷なかよし保育園職員駐車場	
奇数月 第2土曜日 (5月11日) (7月13日) (9月14日) (11月 9日) (1月11日) (3月 8日)	橋北	大門町自治会館	
	橋南	飯田市役所土木倉庫横	
	丸山	押洞森竹アパート上	
	座光寺	中河原集会所	
	松尾	丸西産業株式会社駐車場	
	松尾	上溝集会所	
	下久堅	南原構造改善センター	
	千代	毛呂窪公民館	
	竜丘	竜丘公民館駐車場	
	川路	川路3区住宅ゾーン北	
	三穂	J Aみなみ信州三穂事業所駐車場	
	山本	久米会館	
	伊賀良	旭中運動場入り口	
	鼎	西鼎公園	
	上郷	別府児童館	
	上郷	城東3号公園	
	上村	程野区民センター駐車場	
	南信濃	南信濃自治振興センター駐車場	

収集日	地 区	場 所	備 考
奇数月 第3土曜日 (5月18日) (7月20日) (9月21日) (11月16日) (1月18日) (3月15日)	橋南	城下グラウンド	
	羽場	羽場第1公会堂	
	丸山	今宮野球場駐車場	
	東野	吾妻橋上公園	
	座光寺	大堤児童遊園地	
	松尾	代田公民館	
	松尾	飯田短大西門前	
	下久堅	下虎岩コミュニティ消防センター上駐車場	
	上久堅	上久堅農村広場	
	龍江	太田上県道待避所	
	竜丘	駄科諏訪神社横	
	川路	天竜峡ソーマ化粧品前	
	伊賀良	北方会館	
	鼎	下茶屋区駐車場	
奇数月 第4土曜日 (5月25日) (7月27日) (9月28日) (11月23日) (1月25日) (3月22日)	上郷	J Aみなみ信州黒田資材センター西側スペース	
	橋北	飯田創造館駐車場前	
	橋南	旧飯田信用金庫西支店	
	松尾	松尾自治振興センター北側スペース	
	松尾	水城コミュニティ消防センター	
	上久堅	上平集落センター前駐車場	
	龍江	龍江1区公民館	
	竜丘	長野原区民センター前	
	川路	川路5区ねぎや沢橋下	
	山本	二ツ山集会所	
	伊賀良	育良町記念会館	
	伊賀良	上殿岡ふれあい広場	
	鼎	鼎コミュニティ防災センター駐車場	
	上郷	別府上コミュニティセンター	
	上郷	丹保農村公園駐車場	
	上村	下栗総合交流会館前庭	
5月・8月・11月・ 2月 第4土曜日 (5月25日) (8月24日) (11月23日) (2月22日)	南信濃	梨元ていしゃば横	

2 市が収集しない一般廃棄物の処理（家庭系ごみ）

市が収集しない家庭系ごみである一般廃棄物の処理については、次の表のとおりとします。

表7 市が収集しない一般廃棄物処理の概要

区 分	例 示	処理方法に係る市長の指示
家電リサイクル法 対象品目 （家庭系ごみ） ※粗大ごみ戸別収集事業に限り、収集をします。	テレビ （ブラウン管式） （液晶式） （プラズマ式） エアコン 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機	排出者は、当該製品を購入した小売店、買替えをする小売店へ既定のリサイクル料金及び収集運搬料金を支払い、引取りを依頼するものとする。ただし、購入した小売店が廃業した場合や遠方にある場合、わからない場合は、一般廃棄物収集運搬業許可業者へ引取りを依頼するか、粗大ごみ戸別収集事業を利用するものとする。なお、自ら運搬ができる場合は、あらかじめ郵便局にて既定のリサイクル料金を支払い、定められた「指定引取場所」へ搬入することができる。 ＜指定引取場所＞ 前田産業株式会社（飯田市上郷別府 3341 番地 3） 有限会社丸伝運送 本社営業所（高森町下市田 3058 番地）
パソコン （家庭系ごみ）	デスクトップパソコン本体 ノートパソコン ディスプレイ	排出者は、当該製品を製造したメーカーへ、回収を行うメーカーがない場合は、一般社団法人パソコン 3R 推進協会へ回収を依頼するものとする。
在宅医療廃棄物 （家庭系ごみ）	注射針又は注射針がついたもの （ペン型自己注射針、インスリン 注入器、血糖値測定器など） 血液、体液が付着したもの 感染性があるもの	排出者は、当該一般廃棄物については、受け取った医療機関へ返却するものとする。
専門業者へ 直接処理を 依頼するもの （家庭系ごみ）	自動車や二輪車等のタイヤ、 自動車や二輪車等のバッテリー 風呂釜、ボイラー、消火器 薬品（入れ物を含む）、スプリング 入りマットレス、充電電池など	排出者は、当該一般廃棄物については、当該品目を取り扱う業者へ処理を依頼するものとする。

区 分	例 示	処理方法に係る市長の指示
大型のごみ (家庭系ごみ)	ごみ集積所に 排出できない大きさの 燃やすごみ	排出者は、当該一般廃棄物の収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼し、行うものとする。 また、当該一般廃棄物の処分については、南信州広域連合長が適当と認めたものについては、南信州広域連合のごみ中間処理施設へ依頼し、行うことができるものとする。それ以外のものについては、一般廃棄物処分業許可業者へ依頼し、行うものとする。
	ごみ集積所に 排出できない大きさの 埋立ごみ	排出者は、当該一般廃棄物の収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼し、行うものとする。 また、当該一般廃棄物の処分については、市長が適当と認めたものについては、飯田市最終処分場へ依頼し、行うことができるものとする。それ以外のものについては、一般廃棄物処分業許可業者へ依頼し、行うものとする。
	ごみ集積所に 排出できない大きさの 資源ごみ	排出者は、当該一般廃棄物の収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者等へ依頼し、行うものとする。 また、当該一般廃棄物の処分については、飯田市が中間処理を委託した業者へ依頼し、行うことができるものとする。それ以外のものについては、一般廃棄物処分業許可業者等へ依頼し、行うものとする。
大量のごみ (家庭系ごみ)	ごみ集積所に 排出できない量の 燃やすごみ	排出者は、当該一般廃棄物の収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼し、行うものとする。 また、当該一般廃棄物の処分については、南信州広域連合長が適当と認めたものについては、南信州広域連合のごみ中間処理施設へ依頼し、行うことができるものとする。それ以外のものについては、一般廃棄物処分業許可業者へ依頼し、行うものとする。
	ごみ集積所に 排出できない量の 埋立ごみ	排出者は、当該一般廃棄物の収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼し、行うものとする。 また、当該一般廃棄物の処分については、市長が適当と認めたものについては、飯田市最終処分場へ依頼し、行うことができるものとする。それ以外のものについては、一般廃棄物処分業許可業者へ依頼し、行うものとする。
	ごみ集積所に 排出できない量の 資源ごみ	排出者は、当該一般廃棄物の収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者等へ依頼し、行うものとする。 当該一般廃棄物の処分については、飯田市が中間処理を委託した業者へ依頼し、行うことができるものとする。それ以外のものについては、一般廃棄物処分業許可業者等へ依頼し、行うものとする。
事業系一般廃棄物	事業活動に伴い 発生した一般廃棄物	排出者は、当該一般廃棄物の収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者等へ依頼し、行うものとする。 また、当該一般廃棄物の処分については、南信州広域連合長が適当と認めたものについては、南信州広域連合のごみ中間処理施設へ依頼し、行うことができるものとする。それ以外のものについては、一般廃棄物処分業許可業者等へ依頼し、行うものとする。

3 事業系ごみ（事業系一般廃棄物）

(1) 事業系一般廃棄物（事業活動に伴い発生した一般廃棄物）については、事業者が自らの責任において適正に処理することとしています。

(2) 収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼し、行うものとします。

(3) 処分については次のとおりとします。

ア 燃やすごみについては、稲葉クリーンセンターでの処分を行うことができます（表2の燃やすごみの直接搬入の記載に準じるものとします。）。

イ その他の事業系一般廃棄物は、一般廃棄物処分業許可業者に処理を委託し、行うこととなります。

なお、飯田市最終処分場（グリーンバレー千代）では事業系のごみは受け入れません。

※ 一般廃棄物処理（収集、運搬又は処分）許可業者の一覧を別に示します。

4 一般廃棄物の適正な処理を実施する者に関する基本的事項

(1) 一般廃棄物収集運搬委託業者

ごみ集積所及びリサイクルステーションで収集を行う家庭系一般廃棄物については、市は次の表に掲げる者に委託して収集運搬を行います。

表8 一般廃棄物収集運搬委託業者

業者名	代表者氏名	住 所	備考
有限会社飯田美掃	木下 泰男	飯田市龍江 414 番地	
有限会社片桐清掃	片桐 敏郎	飯田市下久堅下虎岩 483 番地 6	
有限会社福岡清掃事業所	福岡 勲	飯田市下久堅下虎岩 526 番地 1	
飯田クリーン有限会社	相津 博人	飯田市大王路 2 丁目 4 番地 2	
有限会社カメヤマ	亀山 浩司	飯田市鼎中平 2282 番地 3	
株式会社五十川商店	五十川 賢治	飯田市上郷黒田 838 番地 1	
有限会社宮口屋	犬飼 稔	飯田市川路 2875 番地	
有限会社竹原運送店	竹原 友洋	飯田市上郷飯沼 519 番地 1	
ジャーナル商事株式会社	松下 透	飯田市高羽町 3 丁目 1 番地 11	

(2) 一般廃棄物中間処理委託業者

一般廃棄物の中間処理については、南信州広域連合で行うもののほか、次の表に掲げる者に委託して行います。

表9 一般廃棄物中間処理委託業者

業者名	代表者氏名	住 所	対象となるごみの種類
株式会社マエダ	前田 賢二	飯田市松尾上溝 3141 番地	資源ごみ（紙、金属、プラ資源） 埋立ごみ（使用済小型電子機器等）
前田産業株式会社	前田 隆	飯田市松尾町 2 丁目 16 番地	資源ごみ（紙、金属、プラマーク） 資源ごみ（ガラスびん、ペットボトル）
有限会社ナカタ商事	近藤 克彦	飯田市松尾代田 862 番地 4	資源ごみ（紙、金属）
丸硝株式会社	堤 俊彦	岐阜県大垣市荒尾町 674 番地	資源ごみ（ガラスびん）
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	澤田 道隆	東京都港区虎ノ門 1-14-1	資源ごみ（ガラスびん、プラ資源、ペットボトル）
J F E 条鋼株式会社 鹿島製造所	中村 宗二	茨城県神栖市南浜 7 番地	特定ごみ（乾電池）
株式会社那須屋興産	池上 幸平	長野県伊那市西町 6612 番地 2	資源ごみ（蛍光管） 特定ごみ（水銀体温計）
中部リサイクル株式会社	今井 孝治	愛知県名古屋市中区昭和町 18 番地	稲葉クリーンセンターから排出される焼却灰

(3) その他一般廃棄物処理に係る許可業者

市が一般廃棄物の処理を許可した業者は別表 1 及び別表 2 のとおりです。

第6 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

1 中間処理施設

燃やすごみの中間処理を行う南信州広域連合が設置する稲葉クリーンセンターについて、市はその整備等に係る負担金を支払います。

表 10 中間処理施設の概要

施設名称	所在地	種別	処理能力
南信州広域連合ごみ中間処理施設 稲葉クリーンセンター	飯田市下久堅稲葉 1526 番地 1	焼却施設	全連続燃焼式 ストーカ式焼却炉 46.5t/24h×2 炉

2 最終処分場

埋め立てごみの最終処分場として、市は飯田市最終処分場（グリーンバレー千代）を使用し、必要な整備を実施します。

表 11 最終処分場の概要

施設名称	所在地	種別	処理能力
飯田市最終処分場 （グリーンバレー千代）	飯田市千栄 1677 番地 4	埋立処分施設 （管理型）	埋立面積 13,800 m ² 埋立容積 101,000 m ³

別表1 一般廃棄物処理業者（収集又は運搬）許可業者

番号	事業者名及び事業者の住所	家庭系ごみ	事業系ごみ
1	有限会社アースクリーン 下伊那郡喬木村 7217 番地 2	—	特別管理一般廃棄物を除く。
2	株式会社アイ・コーポレーション 岡谷市川岸東一丁目 4 番 23 号	大型又は大量の場合及び動物の死骸、特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
3	有限会社愛建工業 飯田市座光寺 4102 番地	建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（残置物）のうち、一般廃棄物の処理を依頼された場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除き、残置物のうち、一般廃棄物の処理を依頼された場合に限る。
4	有限会社アクト 駒ヶ根市赤穂 16439 番地 1	—	特別管理一般廃棄物を除く。 木くず（流木、倒木、剪定木、伐採木）に限る。
5	朝山 博幸（便利屋アルプス飯田店） 下伊那郡下條村陽阜 6262 番地	下伊那郡松川町、高森町、喬木村、豊丘村、阿智村及び下伊那南部 5 か町村で収集した燃やすごみを市内処理施設へ運搬する場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器を運搬する場合に限る。	—
6	株式会社あずさ環境保全 松本市波田 2019 番地	—	特別管理一般廃棄物を除く。
7	株式会社阿多解体 下伊那郡豊丘村大字神稲 9137 番地 8	建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（残置物）のうち、一般廃棄物の処理を依頼された場合に限る。	特別管理一般廃棄物を除き、残置物のうち、一般廃棄物の処理を依頼された場合に限る。
8	飯田クリーン有限会社 飯田市大王路二丁目 4 番地 2	大型又は大量の場合及び簡易浄化槽の汚泥、特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
9	飯田清掃株式会社 飯田市鼎名古熊 2423 番地 1	特別管理廃棄物を除く。し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水処理施設汚泥及び動物死骸に限る。	特別管理廃棄物を除く。し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水処理施設汚泥及び動物死骸に限る。
10	有限会社飯田美掃 飯田市龍江 414 番地	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
11	株式会社五十川商店 飯田市上郷黒田 838 番地 1	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
12	エコトピア飯田株式会社 飯田市上郷黒田 366 番地 1	大型又は大量の場合に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
13	株式会社恵那興業 下伊那郡阿智村伍和 3954 番地	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
14	有限会社恵比寿産業 駒ヶ根市赤穂 14 番地 672	下伊那郡松川町、高森町、喬木村、豊丘村、大鹿村で収集したものを市内処理施設へ運搬する場合に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
15	有限会社遠藤産業 上伊那郡辰野町大字伊那富 2156 番地 3	大型又は大量の場合に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
16	有限会社春日井リサイクル 飯田市鼎名古熊 2093 番地 3	大型又は大量の場合に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。

番号	事業者名及び事業者の住所	家庭系ごみ	事業系ごみ
17	有限会社片桐清掃 飯田市下久堅下虎岩 483 番地 6	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
18	有限会社加藤産業 下伊那郡高森町下市田 2422 番地の 52	大型又は大量の場合に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
19	有限会社カメヤマ 飯田市鼎中平 2282 番地 3	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
20	北沢 美義 飯田市東中央通 3050 番地 2	大型・大量の場合に限る。	—
21	有限会社協和産業 飯田市松尾寺所 7451 番地 2	—	ただし生ごみに限る。 高森町豊丘村から収集した生ごみは、自社中間処理施設への運搬に限る。
22	株式会社クラン 飯田市座光寺 5147 番地 8	下伊那郡松川町、高森町で収集したものを市内処理施設へ運搬する場合に限る。	—
23	特定非営利活動法人くれよん 飯田市宮ノ上 3923 番地 1	大型・大量の場合に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。 古紙、新聞紙、ダンボールに限る。
24	黒澤 雄太 下伊那郡喬木村 287 番地 5	—	特別管理一般廃棄物を除く。 下伊那郡高森町、喬木村、豊丘村の事業者から排出されたものは市内処理施設へ運搬する場合に限る。
25	株式会社サンアール 飯田市鼎切石 4004 番地 1	建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（残置物）のうち、一般廃棄物の処理を依頼された場合に限る。	—
26	株式会社三勢 飯田市松尾代田 1452 番地 3	建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（残置物）のうち、一般廃棄物の処理を依頼された場合に限る。	—
27	産廃産業有限会社 飯田市毛賀 1121 番地 10	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
28	株式会社シーテック 名古屋市長区忠治山 101 番地	—	特別管理一般廃棄物を除く。 水力発電所のダム管理における流木、落ち葉等に限る。
29	しなの環境サービス有限会社 下伊那郡高森町上市田 337 番地 4	高森町内から収集した燃やすごみを市内処理施設へ運搬する場合に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。 燃やすごみに限る。
30	シブキヤ建設株式会社 下伊那郡松川町元大島 2715 番地 47	下伊那郡松川町、高森町、豊丘村、大鹿村で収集したものを市内処理施設へ運搬する場合に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。 下伊那郡松川町、高森町、豊丘村、大鹿村で収集したものを市内処理施設へ運搬する場合に限る。
31	島岡 茂 飯田市宮ノ上 4004 番地 1	—	特別管理一般廃棄物を除く。
32	株式会社しま 飯田市知久町四丁目 1230 番地 6	大型又は大量の場合に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
33	ジャーナル商事株式会社 飯田市高羽町三丁目 1 番地 11	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
34	特定非営利活動法人生活応援ネット スキップ 上郷別府 3304 番地	飯田市健康福祉部福祉課でごみ出し困難者と認めた世帯から排出されるごみに限る。	
35	有限会社セーブ 飯田市大瀬木 2720 番地 1	大型又は大量の場合に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。

番号	事業者名及び事業者の住所	家庭系ごみ	事業系ごみ
36	有限会社総合環境整備 下伊那郡天龍村平岡 1401 番地	下伊那南部総合事務組合構成町 村（阿南町、下條村、売木村、 天龍村、泰阜村）内から収集し た燃やすごみを市内焼却処理施 設に運搬する場合に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。 下伊那南部総合事務組合構成町 村（阿南町、下條村、売木村、 天龍村、泰阜村）内から収集し た燃やすごみを市内焼却処理施 設に運搬する場合に限る。
37	園原住興有限会社 下伊那郡阿智村伍和 5071 番地 4	大型又は大量の場合及び特定家 庭用機器再商品化法に規定する 特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
38	有限会社タカハ 飯田市松尾明 7714 番地 1	大型又は大量の場合に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
39	宝資源開発株式会社 長野市青木島町青木島乙 661 番地	—	特別管理一般廃棄物を除く。 飯田市内の事業所から排出され る古紙に限る。
40	有限会社竹内工業 下伊那郡松川町大島 100 番地 5	—	特別管理一般廃棄物を除く。
41	有限会社竹原運送店 飯田市上郷飯沼 519 番地 1	大型又は大量の場合及び特定家 庭用機器再商品化法に規定する 特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
42	有限会社竹原建材 飯田市上郷飯沼 3282 番地 1	大型又は大量の場合及び特定家 庭用機器再商品化法に規定する 特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
43	有限会社ダスト 飯田市鼎名古熊 1748 番地	大型又は大量の場合に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
44	多摩川ロジステックス株式会社 飯田市毛賀 1020 番地	—	特別管理一般廃棄物を除く。
45	有限会社千葉畳店 飯田市小伝馬町一丁目 37 番地	大型又は大量の場合に限る。燃 やすごみに限る。	—
46	長豊建設株式会社 飯田市座光寺 5558 番地 1	大型又は大量の場合に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
47	遠山工業株式会社 下伊那郡阿智村春日 2905 番地 9	建築物の解体時に当該建築物の 所有者等が残置した廃棄物（残 置物）のうち、一般廃棄物の処 理を依頼された場合及び特定家 庭用機器再商品化法に規定する 特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除き、残 置物のうち、一般廃棄物の処理 を依頼された場合に限る。
48	有限会社トランスパック 飯田市毛賀 208 番地	—	特別管理一般廃棄物を除く。
49	直富商事株式会社 長野市大字大豆島 3397 番地 6	—	特別管理一般廃棄物を除く。 生ごみに限る。
50	有限会社中平商店 下伊那郡豊丘村大字河野 332 番地 1	下伊那郡豊丘村で収集した特定 家庭用機器再商品化法に規定す る特定家庭用機器の運搬に限 る。	—
51	有限会社ナカタ商事 飯田市松尾代田 862 番地 4	大型又は大量の場合に限る。燃 やすごみに限る。	特別管理一般廃棄物を除く。 燃やすごみに限る。
52	有限会社長野県環境開発 飯田市中央通り一丁目 26 番地	大型又は大量の場合及び特定家 庭用機器再商品化法に規定する 特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
53	株式会社那須屋興産 伊那市西町 6612 番地 2	下伊那郡高森町で収集したもの を市内処理施設へ運搬する場合 に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。 下伊那郡高森町、松川町及び豊 丘村の事業者から排出されたも のは市内処理施設へ運搬する場 合に限る。
54	有限会社南信チップセンター 飯田市伊豆木 6139 番地 1	大型又は大量の場合に限る。木 くずに限る。	特別管理一般廃棄物を除く。木 くずに限る。
55	株式会社日本環境プラン 名古屋市西区木前町 110 番地	—	特別管理一般廃棄物を除く。
56	二吉建設株式会社 飯田市下久堅下虎岩 975 番地	大型又は大量の場合に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。

番号	事業者名及び事業者の住所	家庭系ごみ	事業系ごみ
57	引地 龍也 下伊那郡喬木村 13571 番地9	下伊那郡松川町、高森町、喬木村、豊丘村、大鹿村で収集した一般廃棄物及び特定家庭用機器を市内処理施設へ運搬する場合に限る。	下伊那郡松川町、高森町、喬木村、豊丘村の事業者から排出された一般廃棄物を市内処理施設へ運搬する場合に限る。
58	株式会社BISO 伊那市東春近 549 番地3	大型又は大量の場合に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
59	有限会社福岡清掃事業所 飯田市下久堅下虎岩 526 番地 1	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
60	有限会社富士ビルサービス 飯田市鼎中平 1968 番地 3	—	特別管理一般廃棄物を除く。 下伊那郡阿智村、豊丘村の事業者から排出されたものは市内処理施設へ運搬する場合に限る。
61	株式会社便利屋飯田 飯田市鼎上山 3687 番地 3	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	—
62	北部衛生有限会社 下伊那郡豊丘村大字神稲 6913 番地 1	大型又は大量の場合に限る。特別管理廃棄物を除く。し尿及び浄化槽汚泥を含む。 下伊那郡松川町、高森町、喬木村、豊丘村内で収集した一般廃棄物を市内処理施設へ運搬する場合に限る。	し尿、浄化槽汚泥に限る。 下伊那郡松川町、高森町、喬木村、豊丘村内で収集した一般廃棄物を市内処理施設へ運搬する場合に限る。
63	株式会社マエダ 飯田市松尾上溝 3141 番地	—	特別管理一般廃棄物を除く。
64	前田産業株式会社 飯田市松尾町二丁目 16 番地	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
65	有限会社牧野産業 飯田市鼎下山 814 番地 3	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
66	有限会社松岡産業 駒ヶ根市赤穂 14616 番地 25	—	特別管理一般廃棄物を除く。
67	株式会社マルケイ 飯田市松尾上溝 3033 番地 3	大型又は大量の場合に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
68	丸忠リサイクル株式会社 上伊那郡飯島町飯島 152 番地 1	—	特別管理一般廃棄物を除く。
69	有限会社ミウラ 飯田市山本 6726 番地 64	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
70	有限会社ミツイシ 木曽郡南木曽町吾妻 2511 番地	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
71	有限会社宮口屋 飯田市川路 2875 番地	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
72	有限会社メンテナンス矢澤 飯田市松尾城 4124 番地 1	大型又は大量の場合に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。
73	矢澤 一人 飯田市北方 341 番地	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	—
74	横田商事株式会社 飯田市羽場町三丁目 11 番地 1	—	特別管理一般廃棄物を除く。
75	吉川建設株式会社 飯田市松尾町二丁目 25 番地	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。

番号	事業者名及び事業者の住所	家庭系ごみ	事業系ごみ
76	有限会社吉川建設工業 下伊那郡喬木村 15820 番地 3	建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（残置物）のうち、一般廃棄物の処理を依頼された場合に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。残置物のうち、一般廃棄物の処理を依頼された場合に限る。
77	株式会社吉川商店 岡谷市湖畔一丁目 7 番 4 号	—	特別管理一般廃棄物を除く。契約事業者から排出された可燃ごみに限る。
78	有限会社ライフクリーン 下伊那郡松川町元大島 3809 番地 8	下伊那郡松川町で収集した燃やすごみを市内処理施設へ運搬する場合に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。下伊那郡松川町、高森町で収集した燃やすごみは市内処理施設へ運搬する場合に限る。
79	有限会社ワールドグリーン 下伊那郡高森町山吹 3099 番地 7	大型又は大量の場合及び特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。	特別管理一般廃棄物を除く。

別表 2 一般廃棄物処理業者（処分）許可業者

番号	事業者名 住所	一般廃棄物の種類
1	株式会社アース・グリーン・マネジメント 飯田市桐林 2254 番地 286	廃プラスチック類（ペットボトル又はペット樹脂）
2	有限会社いいだ有機 飯田市下久堅下虎岩 493 番地	生ごみ、きのこ廃培地
3	エコトピア飯田株式会社 飯田市上郷黒田 366 番地 1	古紙（新聞紙、電話帳、厚雑誌、チラシ、雑誌）
4	有限会社協和産業 飯田市松尾寺所 7451 番地 2	期限切れ菓子及びコンビニエンスストア又はスーパーマーケットの期限切れ食品
5	株式会社シーテック 名古屋市瑞穂区洲雲町四丁目 45 番地	流木、落ち葉
6	有限会社南信チップセンター 飯田市伊豆木 6139 番地 1	木くず